

山口県報

平成19年
7月20日
(金曜日)

目次

告示
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(六件)(河川課).....一

公告
平成十九年度山口県補正予算の要領の公表(財政課).....六
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課).....六
大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(商政課).....七
大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定による届出(商政課).....七
特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧(漁港漁場整備課).....八
開発行為に関する工事を完了(建築指導課).....八



山口県告示第三百八十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、富田川水系富田川、夜市川水系夜市川及び佐波川水系島地川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 富田川水系富田川、夜市川水系夜市川及び佐波川水系島地川に係る浸水想定区域の

- (一) 調査及び図面の作成(第一工区)
- (二) 履行場所 周南市内
- (三) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四條第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年七月十九日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五條の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成十九年八月三十一日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三―一六四七
一）にすること。

山口県告示第三百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、阿武川水系阿武川、蔵目喜川及び生雲川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 阿武川水系阿武川、蔵目喜川及び生雲川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
 - (一) 履行場所 阿武郡阿東町内
 - (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

- 二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

こと。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で平成十九年七月十九日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成十九年八月三十一日までに発送する。
 - 四 その他
この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三一―九二―一〇七〇）にすること。

山口県告示第三百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、厚狭川水系厚狭川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 厚狭川水系厚狭川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
 - (一) 履行場所 山陽小野田市内
 - (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年七月十九日までに山口県知事はその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年八月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所（電話〇八三六―二一七二―五）にすること。

山口県告示第三百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、深川川水系深川川及び三隅川水系三隅川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 深川川水系深川川及び三隅川水系三隅川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

- (一) 履行場所 長門市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十三パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年七月十九日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年八月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、長門土木建築事務所(電話〇八三七―二二―二九二〇)にすること。

山口県告示第三百八十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、阿武川水系阿武川、橋本川、明木川及び蔵目喜川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 阿武川水系阿武川、橋本川、明木川及び蔵目喜川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 萩市内

- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年七月十九日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年八月三十一日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、萩土木建築事務所(電話〇八三八―二一〇〇四三)にお願いす。

山口県告示第三百八十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、田万川水系田万川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 田万川水系田万川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

- (一) 履行場所 萩市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)(とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年七月十九日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書の提出場所

萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年七月二十日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十九年八月三十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、萩土木建築事務所(電話〇八三八―二一〇〇四

三)にする。



(三六九) 平成十九年度山口県補正予算の要領の公表

平成十九年六月山口県議会定例会で議決された平成十九年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

平成19年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成19年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。
第1表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	備 考
1 国防河川敷の事業の工事を一併を越えること。 (夜市川)	平成19年度から平成20年度まで	480,000千円	

(三七〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年七月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ロックショッピングタウン平生

所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

三井住友銀リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目九番四号

平生町 熊毛郡平生町大字平生町二一〇の一 山田 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	住銀リース株式会社	三井住友銀リース株式会社

四 届出年月日

平成十九年七月九日

五 変更年月日

平成十三年九月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックショッピングタウン平生
 所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 三井住友銀リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目九番四号 石田 浩二
 平生町 熊毛郡平生町大字平生町二二〇の一 山田 健一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の住所	大阪市中央区南船場三丁目一〇番一九号	東京都港区西新橋三丁目九番四号

- 四 届出年月日
 平成十九年七月九日
 変更年月日
 平成十四年七月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックショッピングタウン平生
 所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 三井住友銀リース株式会社 東京都港区西新橋三丁目九番四号 石田 浩二
 平生町 熊毛郡平生町大字平生町二二〇の一 山田 健一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	吉田 博一	石田 浩二

- 四 届出年月日
 平成十九年七月九日
- 五 変更年月日
 平成十八年六月二十九日

(三七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年三月六日山口県公告(一〇七)に係る大規模小売店舗について次とおり柳井市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成十九年七月二十日から同年八月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十日 山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 (仮称) マックスバリュ柳井新庄店
 所在地 柳井市新庄四四の五
- 二 意見の概要
 交通に係る事項について配慮を求める。

(三七二) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年七月二十日から同年十一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月二十日 山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 明屋書店南岩国店・クスリ岩崎チエーン南岩国店
 所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一の一九 安藤 大三
 株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二二号 河戸憲一郎
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
駐輪場の収容台数		一四台	五四台
荷さばき施設の面積		五二平方メートル	一〇〇平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社岩崎宏健堂		午前九時三〇分
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻			午後八時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	"		

四 届出年月日
 平成十九年七月九日
 変更年月日
 平成十九年八月三十一日

(三七三) 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧
 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第十項の規定により、見島地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、当該変更に係る特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十九年七月二十日
 山口県知事 二井 関 成
 一 縦覧の期間
 平成十九年七月二十日から同年八月九日まで
 二 縦覧の場所
 山口県農林水産部漁港漁場整備課及び山口県秋水産事務所

(三七四) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成十九年七月二十日
 山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称
 光市三井六丁目
 二 開発許可を受けた者
 光市

平成十九年七月二十日印刷
 平成十九年七月二十日発行

発行人 山口県庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)